

余土地区まちづくり協議会規約施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、余土地区まちづくり協議会規約（以下「規約」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会届)

第2条 規約第5条第2項に規定する入会届は、次の様式とする。

(第1号様式・個人用)

入会届	
余土地区まちづくり協議会会長 ○○ 様	
余土地区まちづくり協議会規約第5条第2項の規定に基づき、貴協議会への入会を申し込みます。	
平成 年 月 日	
申込者住所	
申込者氏名	⑩
連絡先	

(第2号様式・団体用)

入会届	
余土地区まちづくり協議会会長 ○○ 様	
余土地区まちづくり協議会規約第5条第2項の規定に基づき、貴協議会への入会を申し込みます。	
平成 年 月 日	
申込団体住所	
申込団体名	
代表者氏名	⑩
団体連絡先	(担当者)
活動内容	

(会費)

第3条 規約第5条第3項に規定する会費は、それぞれ次のとおりとし、算定基礎となる世帯数は、毎年4月1日時点を基準とする。

構成員種別	対象内訳	会費(年額)
団体 (規約第5条に定める各種社会活動団体等)	町内会	構成員1世帯あたり30円
	上記以外	1200円。ただし、次に掲げるものは免除とする。 (1) 構成員の過半数が、規約第5条第2項の規定により、町内会の構成員として個人会員になっている場合 (2) その他、会長が認めた団体
個人 (規約第5条に定める個人)	規約第5条に定める各種社会活動団体等に属する個人	免除
	上記以外	1200円

2 会費は毎年5月末日までに年額を支払うものとする。ただし年度途中で入会する場合は、会費の年額に当該年度の年度末までの月数(入会した月を含む。)を乗じ、12で除して得た額を支払うものとする。

(退会届)

第4条 規約第5条第4項第2号に規定する退会届は、次の様式とする。

(第3号様式)

<p>退会届 (個人会員・団体会員) 余土地区まちづくり協議会会長 ○○ 様</p> <p>余土地区まちづくり協議会から退会いたします。</p> <p>平成 年 月 日 構成員住所 構成員名</p> <p style="text-align: right;">Ⓜ</p>

(地域の定義と役員の定数)

第5条 規約第8条第2項第1号に規定する地域は、次の表のとおりとする。

地域名	町名
市坪	市坪北一丁目～二丁目，市坪南一丁目～三丁目，市坪西町
保免	保免上一丁目～二丁目，保免中一丁目～三丁目，保免西一丁目～四丁目
余戸東	余戸東一丁目～五丁目
余戸中	余戸中一丁目～六丁目
余戸南	余戸南一丁目～六丁目，出合
余戸西	余戸西一丁目～六丁目

2 各地域から推薦する役員候補の人数は、役員を選任する年度の4月1日時点における地域別の世帯数によるものとし、次の表の左欄に掲げる世帯数に応じ、当該右欄の人数とする。

地域別の世帯数	人数
1, 000世帯未満	3人
1, 000世帯以上1, 500世帯未満	4人
1, 500世帯以上2, 000世帯未満	5人
2, 000世帯以上	6人

(事務員の手当)

第6条 規約第18条第6項に規定する事務員の手当は、時給750円とし、年額600,000円を限度とする。

(代議員数)

第7条 規約第13条第2項第4号に規定する代議員数は、次のとおりとする。

規約第13条第2項第4号に規定する代議員数	規約第5条に定める個人のうち、同条に定める各種社会活動団体等に属さないものの人数が、20名に満たない場合は1名を、20名以上の場合は、10名につき1名を互選により選任するものとする。
-----------------------	---